

令和 4 年 1 2 月市議会定例会
提 出 議 案 の 要 旨

目 次

1	報告案件	1
2	議決案件	9
3	同意案件	48
4	参考図	49

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和 4 年 1 1 月 2 4 日

1 報告

報告第9号 専決処分の報告について

【処分内容等】

1 損害賠償額の決定について

(1) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和4年10月31日 豊専第39号	令和4年6月28日午前9時50分頃、田中町四丁目地内において、相手方敷地から左折して道路に出ようと公用車を発進させたところ、左方のブロック塀に接触したもの
損害賠償額	110,000円
相手方の損害の程度	ブロック塀の損傷
備 考	1 事故発生の原因 周囲の安全確認が不十分であったことによる。 2 事故当事者の所属 市民部資産税課 3 事故の防止策 職場において、公用車を発進させるときは、乗車前に車両の周囲の安全確認を十分に行うことについて、周知徹底を図った。

(2) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和4年10月31日 豊専第40号	令和4年8月22日午前9時頃、梅坪町三丁目地内において、マンションの駐車場に設置されたごみステーションに公用車（ごみ収集車）を後退させて近づけるため、当該駐車場の入口付近の道路上で右前方にハンドルを切って前進させた際、後方から近づき公用車の右方で停車していた相手方車両と接触したもの
損 害 賠 償 額	336,633円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	左前部のバンパー及びフェンダーの損傷
備 考	1 事故発生の原因 運転時の周囲の安全確認が不十分であったことによる。 2 事故当事者の所属 環境部清掃業務課 3 事故の防止策 職場において、公用車を運転するときは、周囲の安全確認を十分に行うことについて、周知徹底を図った。

(3) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和4年11月1日 豊専第41号	令和4年6月10日午後2時20分頃、深田町二丁目地内において、公用車（水槽付き消防ポンプ自動車）を停車させたところ、駐車場のアスファルト舗装を陥没させたもの
損 害 賠 償 額	146,300円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	アスファルト舗装の陥没
備 考	<ol style="list-style-type: none">1 事故発生の原因 駐車場の路面舗装の強度を確認することなく、大型車両で乗り入れたことによる。2 事故当事者の所属 消防本部南消防署西分署3 事故の防止策 職場において、立入検査その他緊急出動を伴わない業務で出向く場合は、事前に相手方の敷地外で公用車の駐車が可能な場所を確認し、これがない場合は事前に相手方に消防車両の進入が可能か確認し、慎重に運転してこれらの場所に駐車することについて、周知徹底を図った。

(4) 職員の公務中における物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和4年11月15日 豊専第43号	令和4年9月26日午前9時45分頃、山之手小学校において、草刈作業をしていたところ、草刈機の刈刃によって飛んだ石が、信号待ちで停車していた相手方車両に当たったもの
損 害 賠 償 額	233,277円
相 手 方 の 損 害 の 程 度	左後部ドアガラスの損傷
備 考	<ol style="list-style-type: none">1 事故発生の原因 付近に道路があり、走行車両があるにもかかわらず、安全対策を講じることなく草刈作業を実施したことによる。2 担当課 教育委員会教育部学校教育課3 事故の防止策 職場において、草刈機を使用した作業をするときは、周囲の安全確認を十分に行うとともに、付近に走行車両等があるときは、防護ネットを使用するなどの安全対策を講じることについて、周知徹底を図った。

(5) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和4年11月16日 豊専第46号	令和4年9月15日午前8時40分頃、若林東町棚田地内において、公用車（ごみ収集車）を発進させたところ、右方の相手方住宅のブロック塀に接触したものの
損害賠償額	52,800円
相手方の損害の程度	ブロック塀の損傷
備 考	1 事故発生の原因 住宅街の狭い道路において、周囲の安全確認が不十分であったことによる。 2 事故当事者の所属 環境部清掃業務課 3 事故の防止策 職場において、公用車を運転するときは、周囲の安全確認を十分に行うことについて、周知徹底を図った。

(6) 市道の管理瑕疵による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
<p>令和4年11月21日</p> <p>豊専第47号</p>	<p>令和3年11月8日午後3時40分頃、保見町北山地内において、相手方車両が走行していたところ、車道に伸びていた立木の枝に接触したものの</p>
<p>損 害 賠 償 額</p>	<p>20,584円</p>
<p>相 手 方 の 損 害 の 程 度</p>	<p>車両上部の照明器具の損傷</p>
<p>過 失 割 合</p>	<p>豊田市40%、相手方60%</p>
<p>備 考</p>	<p>1 事故発生の原因 道路の管理が不十分であったことによる。</p> <p>2 担当課 建設部土木管理課</p> <p>3 事故の防止策 事故発生の原因となった立木を整備するとともに、引き続きパトロールの実施や市民からの情報提供等により支障となる立木の早期発見に努め、必要な伐採等の作業を迅速に実施する。</p>

2 訴えの提起について

(1) 在宅老人緊急保護費請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和4年11月16日 豊専第44号
相手方	個人情報のため非掲載
請求内容	1 在宅老人緊急保護費の支払 2 訴訟費用の支払
請求原因	相手方が老人福祉法の規定による老人福祉施設への入所に要する費用108万9,000円を長期滞納していること。
取扱方針	必要がある場合は、1年以内の分割払による和解をすることができる。

【担当課：債権管理課】

(2) 不当利得返還金請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和4年11月16日 豊専第45号
相手方	個人情報のため非掲載
請求内容	1 不当利得返還金の支払 2 訴訟費用の支払
請求原因	相手方が不当利得返還金23万502円を長期滞納していること。
取扱方針	必要がある場合は、1年以内の分割払による和解をすることができる。

【担当課：債権管理課】

- 3 令和4年度豊田市一般会計補正予算
→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

2 議決

議案第114号 豊田市個人情報保護法施行条例

【要旨】

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、市が同法の適用対象となることに伴い、同法の施行に関し、必要な事項を定めるとともに、豊田市個人情報保護条例を廃止する。

1 用語の意義

この条例において使用する用語の意義は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令で使用する用語の例による。

2 開示請求書等の記載事項

開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書には、それぞれ法第77条第1項各号に掲げる事項、法第91条第1項各号に掲げる事項及び法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関（議会を除く。以下同じ。）が別に定める事項を記載することができる。

3 不開示情報からの除外

法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、次に掲げる情報とする。

- (1) 個人に関する情報のうち、環境を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの
- (2) 公務員等に関する情報のうち、公務員等の氏名であって、公にすることにより、当該公務員等の権利利益が不当に害されるおそれがないと認められるもの
- (3) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、環境を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの

4 開示決定等の期限

- (1) 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- (2) (1)にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、(1)に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 開示決定等の期限の特例

開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、4にかかわらず、市の機関は、当該開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、4(1)に規定する期間内に、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 開示決定等の期限の特例を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

6 開示請求に係る手数料等

法第89条第2項の規定により条例で定める手数料の額は、零とする。ただし、法第87条第1項の規定により、文書又は図画について写しの交付の方法により開示を受けるものにあつては当該写しの作成及び送付に要する費用の範囲内で市の機関が定める額を、電磁的記録について市の機関が定める方法により開示を受けるものにあつては写しの交付及び送付に準ずるものに要する費用の範囲内で市の機関が定める額を負担しなければならない。

7 訂正決定等の期限

- (1) 訂正決定等は、訂正請求があった日の翌日から起算して29日以内に行なければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- (2) (1)にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、(1)に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

8 訂正決定等の期限の特例

市の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、7にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をするれば足りる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、7(1)に規定する期間内に、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 訂正決定等の期限の特例を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

9 利用停止決定等の期限

- (1) 利用停止決定等は、利用停止請求があった日の翌日から起算して29日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- (2) (1)にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、(1)に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

10 利用停止決定等の期限の特例

市の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、9にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、9(1)に規定する期間内に、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 利用停止決定等の期限の特例を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

11 審査会への諮問

市の機関は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合で、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、豊田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定め、変更し、又は廃止しようとする場合
- (3) (1)又は(2)の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定め、変更し、又は廃止しようとする場合

12 法等の施行の状況の公表

市長は、毎年度、市の機関における法及びこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

13 財産区における個人情報の取扱い

市の財産区の機関（議会を除く。）が保有する個人情報の取扱いについては、この条例の規定の例による。

14 豊田市個人情報保護条例の廃止

豊田市個人情報保護条例は、廃止する。

【備考】

- 1 施行期日
令和5年4月1日
- 2 関係条例
豊田市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

【担当課：法務課】

議案第 1 1 5 号 豊田市山村地域活性化住宅条例

【要旨】

山村地域の活性化及びコミュニティの維持を図るため、山村地域での居住を希望する者に対する住宅を設置する。

1 趣旨

地方自治法第 2 4 4 条の 2 の規定に基づき、豊田市山村地域活性化住宅の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 山村地域活性化住宅の設置

(1) 山村地域への定住のきっかけを創出し、結婚、子育て等により家族を形成する時期にある世代を中心とした者の移住により山村地域の活性化及びコミュニティの維持を図ることを目的として、山村地域での居住を希望する者に対し、低廉な使用料で一時的に居住することのできる住宅を供給するため、豊田市山村地域活性化住宅（以下「山村住宅」という。）を設置する。

(2) 山村住宅の名称、地区及び位置

名 称	地区	位 置
乳母ヶ入住宅	稲武	豊田市黒田町西乳母ヶ入 4 5 番地 5
乳母ヶ入ハイツ	稲武	豊田市黒田町西乳母ヶ入 4 5 番地 1 0
エビネの里	旭	豊田市杉本町仏田 2 7 番地 1
大沼住宅	下山	豊田市大沼町浜松 5 5 番地
おちべ住宅	足助	豊田市足助町落部 2 5 番地
柏ヶ洞住宅	小原	豊田市柏ヶ洞町郷 3 2 番地 1 5
梶畑住宅	稲武	豊田市桑原町梶畑 8 0 番地 2
梶畑ハイツ	稲武	豊田市桑原町梶畑 9 6 番地 1
桑田和住宅	足助	豊田市桑田和町清水 3 5 番地 2
高嶺下住宅	足助	豊田市野林町赤羽根 6 番地
笹戸住宅	旭	豊田市笹戸町神田 2 番地 1
杉本住宅	旭	豊田市杉本町仏田 1 9 番地
近岡住宅	足助	豊田市近岡町吉田 1 0 番地 1
千野住宅	足助	豊田市桑田和町千ノ田 1 1 番地 1
遊屋住宅「ゆうゆう」	小原	豊田市遊屋町観音洞 4 5 6 番地

(3) 山村住宅の規格、管理戸数その他必要な事項は、規則で定める。

3 山村住宅の管理

山村住宅の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行う。

4 入居の決定

山村住宅に入居しようとする者は、指定管理者の決定を受けなければならない。

5 入居する者の資格

(1) 山村住宅に入居することができる者は、次のアからオまでの全てを満たす者でなければならない。

ア 入居の申込時において、当該入居の申込者（以下「入居申込者」という。）又はその配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。）の年齢が40歳未満であること。

イ 申込みに係る入居人数が規則で定める入居人数を満たすこと。

ウ 入居の申込時において、入居申込者及び当該入居申込者と山村住宅において同居しようとする者（以下「入居申込者等」という。）が、入居を希望する山村住宅の存する地区と同一の地区に存する山村住宅に入居したことがないこと。

エ 入居申込者等が市町村税を滞納していないこと。

オ 入居申込者等が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団関係者」という。）でないこと。

(2) (1) ア又はイにかかわらず、規則で定める期間連続して入居の実績がない山村住宅の住戸については、入居申込者が住戸使用料に5,000円を加えた額を住戸使用料として毎月納付し、かつ、入居申込者等が(1)ウからオまでの規定を満たす場合は、指定管理者は、当該入居申込者等を入居させることができる。

6 入居者の公募

指定管理者は、山村住宅に入居する者（以下「入居者」という。）の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法により行うものとする。

(1) 広報とよたへの掲載

(2) 市のホームページへの掲載

(3) 新聞への掲載

(4) 市庁舎その他適当な場所における掲示

7 入居期間

山村住宅の入居期間は、入居することが可能となる日（以下「入居可能日」という。）から起算して8年間とし、当該入居期間の更新は認めない。

8 入居の申込み

(1) 山村住宅に入居しようとする者は、規則で定めるところにより住戸を指定して入居の申込みをしなければならない。

- (2) 指定管理者は、入居申込者を入居者として決定したときは、その者（以下「入居決定者」という。）に対し、当該入居を決定した旨及び入居可能日を通知するものとする。
- (3) 入居の決定は、入居の申込みがなされた順に行う。
- (4) 指定管理者は、入居の決定をしようとする場合においては、あらかじめ入居申込者に対し、入居期間の更新がなく、当該入居期間の満了により山村住宅への入居に係る契約が終了することについて、その旨を記載した書面を交付して説明しなければならない。
- (5) (4) による説明を受けた入居申込者は、入居の決定を受ける日までに、入居する山村住宅の住戸について入居期間が満了する日までに明け渡すことを誓約する旨を記載した書面を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、当該書面が提出されなかったときは、指定管理者は、入居の決定をしないものとする。
- (6) 指定管理者は、入居期間の満了する日の1年前から6月前までの間に、入居者（入居決定者及び入居の承継に係る承認を受けた者に限る。10から13まで、16、18、20及び24において同じ。）に対し、入居期間の満了により山村住宅の入居に係る契約が終了する旨を書面により通知しなければならない。

9 入居の手続

- (1) 入居決定者は、入居の決定のあった日から10日以内に、次のア及びイに掲げる手続をしなければならない。
 - ア 入居決定者と同程度以上の所得を有する者で指定管理者が適当と認めるもの1人（親族又は市内在住者とする。）が連帯保証人として署名した契約書を指定管理者に提出すること。
 - イ 市長に敷金を納付すること。
- (2) 指定管理者は、入居決定者がやむを得ない事情により(1)に規定する期間内に入居の手続をすることができないと認めるときは、別に期間を定めることができる。
- (3) 指定管理者は、特別の事情があると認める入居決定者に対しては、連帯保証人を必要としないこととすることができる。
- (4) 指定管理者は、入居決定者が期間内に(1)に規定する手続をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。

10 連帯保証人の変更

- (1) 入居者は、連帯保証人を変更するときは、指定管理者の承認を受けなければならない。
- (2) 入居者は、連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人たる資格を欠くに至ったときは、直ちに連帯保証人の変更の手続をしなければならない。

1 1 同居の承認

- (1) 入居者は、山村住宅への入居の際に同居し、継続して同居している者（以下「入居時同居者」という。）以外の者を新たに同居させようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。
- (2) 指定管理者は、新たに同居しようとする者が市町村税を滞納しているときは、同居の承認をしてはならない。
- (3) 指定管理者は、入居者が同居の承認を受けようとする場合において、当該入居者、その入居時同居者、同居の承認を受けた者又は新たに同居させようとする者が暴力団関係者であるときは、同居の承認をしてはならない。

1 2 入居の承継

- (1) 入居者が退去し、又は死亡した場合において、その退去時又は死亡時に当該入居者と同居していた者（以下「退去時等同居者」という。）のうちいずれかの者が引き続き山村住宅での居住を希望するときは、退去時等同居者は、承継の理由となるべき事由の発生後1月以内に、指定管理者の承認を受けなければならない。
- (2) 指定管理者は、引き続き山村住宅での居住を希望する者が暴力団関係者であるときは、入居の承継の承認をしてはならない。

1 3 異動の届出

入居者は、その者又は同居者に出生、転出、死亡、婚姻、養子縁組その他の理由による異動があったときは、規則に定めるところにより、指定管理者に届け出なければならない。

1 4 駐車場使用の決定

駐車場（共同施設（山村住宅の入居者の共同の福祉のため設置する広場、駐車場その他の施設をいう。以下同じ。）として整備された駐車場をいう。以下同じ。）を使用しようとする者は、指定管理者の決定を受けなければならない。

1 5 駐車場使用者の資格

駐車場を使用する者（以下「駐車場使用者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

- (1) 山村住宅の入居者であること。
- (2) 駐車場を必要としていること。
- (3) 駐車場使用料を支払うことができること。
- (4) 暴力団関係者でないこと。
- (5) 27(1)イに該当しないこと。

1.6 駐車場使用の申込み

- (1) 入居者は、その者又は同居者のうちに駐車場の使用を希望する者がいるときは、規則で定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。
- (2) 指定管理者は、駐車場の使用の申込みをした者について、その使用を決定したときは、その者に対し、当該駐車場の使用を決定した旨及び当該駐車場の使用が可能となる日（以下「駐車場使用可能日」という。）を通知するものとする。

1.7 山村住宅の使用料

- (1) 山村住宅の使用料（以下「使用料」という。）は、住戸使用料、駐車場使用料及び共益費（2.2に掲げる費用のうち、入居者の共通の利益を図るために必要があると認めるものをいう。以下同じ。）を合わせたものとする。
- (2) 住戸使用料の額

名 称	住戸使用料（月額）	
乳母ヶ入住宅	36,000円	
乳母ヶ入ハイツ	15,000円	
エビネの里	17,000円	
大沼住宅	30,000円	
おちべ住宅	35,000円	
柏ヶ洞住宅	36,000円	
梶畑住宅	Aタイプ	32,000円
	Bタイプ	30,000円
梶畑ハイツ	Aタイプ	19,000円
	Bタイプ	24,000円
桑田和住宅	27,000円	
高嶺下住宅	29,000円	
笹戸住宅	30,000円	
杉本住宅	36,000円	
近岡住宅	18,000円	
千野住宅	24,000円	
遊屋住宅「ゆうゆう」	35,000円	

(3) 駐車場使用料の額

名 称	1台当たりの駐車場使用料(月額)
乳母ヶ入ハイツ駐車場	500円
エビネの里駐車場	500円
大沼住宅駐車場	500円
おちべ住宅駐車場	500円
梶畑ハイツ駐車場	500円
桑田和住宅駐車場	500円
高嶺下住宅駐車場	500円
笹戸住宅駐車場	500円
近岡住宅駐車場	500円
千野住宅駐車場	500円

(4) 共益費の額

名 称	共益費(月額)
乳母ヶ入ハイツ	1,000円
エビネの里	4,600円
大沼住宅	3,400円
おちべ住宅	1,300円
梶畑ハイツ	1,200円
桑田和住宅	3,100円
高嶺下住宅	3,700円
笹戸住宅	2,600円
杉本住宅	2,700円
近岡住宅	300円
千野住宅	1,500円

18 使用料の納付

- (1) 市長は、入居者から使用料を徴収する。
- (2) 住戸使用料及び共益費は、入居可能日から入居者が山村住宅を明け渡した日(指定管理者から明渡しの請求があったときは、当該請求において指定した日)までの間、徴収する。
- (3) 駐車場使用料は、駐車場使用可能日から駐車場使用者が駐車場を明け渡した日(指定管理者から明渡しの請求があったときは、当該請求において指定した日)までの間、徴収する。
- (4) 入居者は、毎月末(12月にあつては25日とし、月の途中で明け渡した場合にあつては市長の指定する日とする。)までに、その月分の使用料を納付しなければならない。ただし、その日が豊田市の休日を定める条例第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日後最初に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。

- (5) 入居者が新たに山村住宅に入居した場合又は山村住宅を明け渡した場合において、その月の入居期間が1月に満たないときは、その月の住戸使用料及び共益費は、日割計算による。
- (6) 入居者が新たに駐車場を使用した場合又は駐車場を明け渡した場合において、その月の駐車場の使用期間が1月に満たないときは、その月の駐車場使用料は、日割計算による。
- (7) 入居者が24(1)による検査を経ないで山村住宅を立ち退いたときは、市長が明渡しの日を認定し、その日までの使用料を徴収する。

19 駐車場使用料等の変更

- (1) 市長は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、駐車場使用料の額を変更することができる。
 - ア 物価の変動等に伴い、変更する必要があると認めるとき。
 - イ 駐車場相互の間における駐車場使用料の額の均衡上必要があると認めるとき。
 - ウ 駐車場について改良を施したとき。
- (2) 市長は、物価の変動等に伴い変更する必要があると認める場合においては、共益費の額を変更することができる。

20 敷金

- (1) 入居決定者は、3月分の使用料の額に相当する額の範囲内において市長が定めた額の敷金を納付しなければならない。
- (2) (1)の使用料の額は、入居決定者が入居する山村住宅の住戸使用料及び共益費の額を合算したものに、現実の使用の有無にかかわらず、一の車両が当該山村住宅の駐車場を使用するとした場合の駐車場使用料の額を加えたものとする。
- (3) 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。
- (4) 敷金は、入居者が住宅を明け渡したとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。
- (5) 敷金には利息を付けないものとする。

21 修繕費用の負担

- (1) 山村住宅及び共同施設に係る修繕のうち、ア及びイに掲げるもの以外の修繕に要する費用は、市の負担とする。
 - ア 畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕
 - イ 給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕

(2) 入居者の責めに帰すべき事由により山村住宅及び共同施設に係る修繕の必要が生じたときは、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

2.2 入居者の費用負担義務等

次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス及び水道の使用料

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3) 共同施設、給水施設及び污水处理施設の使用、維持及び運営に要する費用

(4) 市が負担する費用以外の山村住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(5) その他入居者が負担すべきものと市長が認める費用

2.3 入居者の保管義務等

(1) 入居者は、山村住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態に維持しなければならない。

(2) 入居者の責めに帰すべき事由により、山村住宅又は共同施設が滅失又は毀損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(3) 入居者は、山村住宅において、犬（身体障害者補助犬法第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）、猫その他鳴き声、臭気等により近隣住民の生活の平穩を害し又は他人に危害を加えるおそれのある動物を飼育してはならない。

(4) (3)に定めるもののほか、入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(5) 入居者は、山村住宅を引き続き15日以上使用しないときは、規則で定めるところにより、届出をしなければならない。

(6) 入居者は、山村住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(7) 入居者は、山村住宅を住宅以外の用途に供してはならない。

(8) 入居者は、山村住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(9) 指定管理者は、(8)ただし書の許可を行うに当たり、入居者が当該山村住宅を明け渡す際、当該入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

(10) 指定管理者の許可を受けずに山村住宅を模様替えし、又は増築したときは、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

24 住宅の検査等

- (1) 入居者は、山村住宅を明け渡そうとするときは、その10日前までに指定管理者に届け出て、指定管理者が指定する者による検査を受けなければならない。
- (2) 入居者は、指定管理者の許可を受け山村住宅を模様替えし、又は増築したときは、検査の時までに、当該入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。
- (3) 駐車場使用者は、駐車場を明け渡そうとするときは、その10日前までに指定管理者に届け出て、指定管理者が指定する者による検査を受けなければならない。

25 入居の決定の取消し等

- (1) 指定管理者は、入居者が次のアからキまでのいずれかに該当するとき又は公益上特に必要があると認めたときは、山村住宅の入居の決定を取り消し、その明渡しを請求することができる。
 - ア 不正の行為によって入居したとき。
 - イ 使用料を3月以上滞納したとき。
 - ウ 山村住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
 - エ 正当な事由によらないで引き続き15日以上山村住宅を使用しないとき。
 - オ 暴力団関係者であることが判明したとき。
 - カ 11、12又は23の規定に違反したとき。
 - キ 正当な事由によらないで立入検査を拒んだとき。
- (2) 山村住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該山村住宅を明け渡さなければならない。この場合において、入居者は、当該明渡しの請求を受けた日の翌日から明け渡した日までの使用料相当額の2倍に相当する額の範囲内において市長が定めた額を、損害賠償金として納付しなければならない。

26 入居期間を満了する入居者に対する明渡請求

- (1) 指定管理者は、入居期間が満了する入居者に対し、期限を定めて当該山村住宅の明渡しを請求するものとする。
- (2) 明渡しの請求を受けた者は、期限が到来する時までに、山村住宅を明け渡さなければならない。
- (3) 指定管理者は、明渡しの請求を受けた者が次のアからウまでのいずれかに該当する特別の事情があると認めた場合は、その者の申出により明渡しの期限を延長することができる。
 - ア 入居者が病気にかかっているとき。
 - イ 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。
 - ウ その他特別の事情があると指定管理者が認めたとき。

27 駐車場使用決定の取消し等

- (1) 指定管理者は、駐車場使用者が次のアからカまでのいずれかに該当するときは、駐車場の使用の決定を取り消し、その明渡しを請求することができる。
 - ア 不正の行為により使用の決定を受けたとき。
 - イ 駐車場又は附帯する設備を故意に毀損したとき。
 - ウ 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
 - エ 15(1)から(4)までに掲げる駐車場使用者の資格のいずれかを失ったとき。
 - オ 使用の決定の条件に違反したとき。
 - カ アからオまでに定めるもののほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場の使用の決定の取消し及び明渡しの請求を受けた駐車場使用者は、速やかに当該駐車場を明け渡さなければならない。この場合において、駐車場使用者は、当該取消し及び明渡しの請求を受けた日の翌日から明け渡した日までの駐車場使用料相当額の2倍に相当する額の範囲内において市長が定めた額を、損害賠償金として納付しなければならない。

28 住宅管理人

- (1) 指定管理者は、山村住宅に住宅管理人を置くことができる。
- (2) 住宅管理人は、山村住宅又は共同施設に係る修繕すべき箇所の報告、入居者との連絡及び調整の事務等を行う。

29 立入検査

- (1) 市長は、山村住宅の管理上必要があると認めるときは、市長の指定する者に山村住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。
- (2) 検査において、現に使用している山村住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該山村住宅の入居者の承諾を得なければならない。ただし、人の生命若しくは身体に危険が生じているおそれがある場合、入居者若しくは同居者の所在が不明である場合又は火災、漏水等の事故その他の事由により現に使用している山村住宅が滅失し、毀損し、若しくは汚損するおそれがある場合において、当該立入検査の実施について緊急の必要があり当該入居者の承諾を得る時間的余裕がないと市長が認めるときは、この限りでない。
- (3) 検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

30 指定管理者が行う業務

- (1) 山村住宅の入居に関する業務
- (2) 山村住宅の入居の承継及び同居の承認に関する業務
- (3) 駐車場の使用に関する業務
- (4) 山村住宅の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 山村住宅の入居の決定の取消し及び明渡しに関する業務
- (6) 駐車場の使用の決定の取消し及び明渡しに関する業務
- (7) (1) から (6) までに掲げるもののほか、市長が必要と認めた業務

31 入居の決定等における意見聴取

市長は、山村住宅の入居者を決定しようとするとき、駐車場使用者を決定しようとするとき又は現に山村住宅に入居している者（同居しようとする者を含む。）について必要があると認めるときは、入居の決定等に係る者が暴力団関係者に該当するかどうかについて愛知県警察本部長の意見を聴くことができる。

【備考】

1 施行期日

令和5年4月1日

2 関係条例

豊田市地域定住化促進住宅条例、豊田市小原活性化促進住宅条例及び豊田市農山村定住応援住宅条例

【担当課：定住促進課】

議案第 1 1 6 号 豊田市事務分掌条例の一部を改正する条例

【要旨】

行政需要の変化に的確に対応し、適切な行政執行を図るための組織改革を実施するため、子ども部の名称及び分掌事務の変更並びに企画政策部及び生涯活躍部の分掌事務の追加を行う。

- 1 子ども部の名称の変更
 <現 行> <令和5年4月1日以後>
 子ども部 → こども・若者部
- 2 子ども部の分掌事務の変更
 <現 行> <令和5年4月1日以後>
 青少年対策に関する事。 → 若者の支援に関する事。
- 3 分掌事務の追加（令和5年4月1日以後）
 (1) 企画政策部の分掌事務として、資産保有の最適化及び総合調整に関する事を追加する。
 (2) 生涯活躍部の分掌事務として、博物館に関する事を追加する。

【担当課：行政改革推進課】

議案第 1 1 7 号 豊田市附属機関条例の一部を改正する条例

【要旨】

空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、豊田市空家等対策協議会を設置する。

豊田市空家等対策協議会の設置（令和5年1月4日以後）

附属機関名	担任する事項	委員定数	委員選任の基準
豊田市空家等対策協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議	10人以内	学識経験者 市長 その他市長が適当と認める者

【担当課：定住促進課】

議案第 1 1 8 号 豊田市情報公開条例の一部を改正する条例

【要旨】

受益と負担の公平を確保するための開示請求に係る手数料の設定並びに減免制度及び見直し規定の整備を行うほか、所要の改正を行う。

1 請求手数料の設定（令和 5 年 4 月 1 日以後）

（1）納付の時期

請求手数料は、開示請求書の提出と同時に納めなければならない。

（2）請求手数料の額

1 件の請求につき 2 0 0 円

2 開示手数料の設定（令和 5 年 4 月 1 日以後）

（1）納付の時期

開示手数料は、開示の決定に係る通知を受けた時から開示の実施の時までに納めなければならない。

（2）開示手数料の額

	区 分	金 額
文書又は図画により開示する場合	閲覧のみのとき	閲覧の枚数について、1 0 0 枚を超える枚数 1 枚につき 1 0 円
	写しの交付を要するとき	写しの枚数（スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複製したものを交付する場合には、当該読み取った枚数）について、1 0 0 枚を超える枚数 1 枚につき 1 0 円
電磁的記録（紙に出力できるものに限る。）により開示する場合	紙に出力したものの閲覧のみのとき	出力した枚数について、1 0 0 枚を超える枚数 1 枚につき 1 0 円
	紙に出力したものの交付を要するとき	
	専用機器を用いた再生による閲覧のみのとき	紙に出力すると仮定した場合の枚数について、1 0 0 枚を超える枚数 1 枚につき 1 0 円
	電磁的記録媒体に複製したものの交付を要するとき	

3 手数料の減免制度の整備（令和 5 年 4 月 1 日以後）

実施機関は、生活保護法の規定に基づく生活扶助その他の保護を受けている者その他特別の事情があると認める者に対しては、手数料を減免することができる。

- 4 手数料の見直し規定の整備（令和5年4月1日以後）
市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、その施行の状況及び社会情勢を勘案し、手数料について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。
- 5 公共団体への地方独立行政法人の追加
行政文書の開示義務に係る公共団体について、国、独立行政法人等及び地方公共団体に加え、地方独立行政法人を追加する。
- 6 他の実施機関への事案の移送
開示請求を受けた実施機関は、当該開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

【備考】

手数料とは別に、引き続き必要な費用負担の額

区 分		単 位	金 額
写 し の 作 成	カラー複写以外 の場合	写し1枚につき	10円
	カラー複写の場 合	写し1枚につき	50円
	録音テープに複 写の場合	写し1巻（120分） につき	300円
	ビデオテープに 複写の場合	写し1巻（120分） につき	300円
	フロッピーディ スクに複写の場 合	写し1枚につき	50円
	光ディスクに複 写の場合	写し1枚につき	100円
写しの送付			当該写しの送付に要する 郵便等料金に相当する額

【担当課：法務課】

議案第 1 1 9 号 豊田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

【要旨】

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、市が同法の適用対象となることに伴い、豊田市情報公開・個人情報保護審査会の設置等の根拠規定の追加、調査審議事項の追加及び廃止並びに用語の定義の追加等を行うほか、所要の改正を行う。

- 1 設置等の根拠規定の追加（令和 5 年 4 月 1 日以後）
豊田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の設置等の根拠規定として、行政不服審査法第 8 1 条第 1 項及び第 4 項を追加する。
- 2 調査審議事項の追加（令和 5 年 4 月 1 日以後）
調査審議事項として、次に掲げるものを追加する。
 - （1）個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第 1 0 5 条第 3 項の規定により準用する同条第 1 項及び豊田市議会個人情報保護条例第 4 7 条第 1 項の規定により諮問された審査請求
 - （2）豊田市個人情報保護法施行条例第 1 2 条及び豊田市議会個人情報保護条例第 5 2 条の規定により諮問することができるとされた事項
- 3 調査審議事項の廃止（令和 5 年 4 月 1 日以後）
調査審議事項から、次に掲げるものを廃止する。
 - （1）豊田市個人情報保護条例第 4 5 条第 1 項の規定により諮問された審査請求
 - （2）豊田市個人情報保護条例第 4 条第 2 号、第 1 0 条第 2 項第 6 号及び第 2 2 条第 2 項（同条例第 3 0 条において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴くこととされた事項
- 4 用語の定義の追加（令和 5 年 4 月 1 日以後）
次に掲げる用語の定義を追加する。
 - （1）市の機関 個人情報保護法第 2 条第 1 1 項第 2 号に規定する地方公共団体の機関としての市の機関及び議会をいう。
 - （2）実施機関等 実施機関又は市の機関をいう。
- 5 用語及びその意義の整理

現 行		令和 5 年 4 月 1 日以後	
用語	意義	用語	意義
実施機関	豊田市情報公開条例第 2 条第 1 号及び豊田市個人情報保護条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関	実施機関	豊田市情報公開条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関

<p>諮問実施機関</p>	<p>豊田市情報公開条例第11条第2項（同条例第20条において準用する場合を含む。）及び第22条、豊田市個人情報保護条例第4条第2号、第10条第2項第6号、第22条第2項（同条例第30条において準用する場合を含む。）及び第45条第1項並びに特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定により審査会に諮問をした実施機関</p>	<p>諮問庁</p>	<p>豊田市情報公開条例第11条第2項（同条例第20条において準用する場合を含む。）及び第23条第1項、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項、豊田市個人情報保護法施行条例第12条、豊田市議会個人情報保護条例第47条第1項及び第52条並びに特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定により審査会に諮問をした実施機関等</p>
<p>保有個人情報</p>	<p>豊田市個人情報保護条例第24条第1項（同条例第30条において準用する場合を含む。）、第35条第1項又は第43条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（同条例第2条第7号に規定する保有個人情報をいう。）</p>	<p>保有個人情報</p>	<p>個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）又は豊田市議会個人情報保護条例第21条第5号ア、第36条第1項若しくは第44条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報（同条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）</p>

【担当課：法務課】

議案第120号 豊田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

個人番号を利用する事務として、豊田市難病患者支援金の支給に関する事務を追加するとともに、当該事務において市長が利用することができる特定個人情報として、地方税関係情報等を追加する。

市長が個人番号を利用する事務及び当該事務において利用することができる特定個人情報の追加（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日以後）

実施機関	個人番号を利用する事務	利用することができる特定個人情報
市長	豊田市難病患者支援金支給条例による難病患者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

【担当課：保健支援課】

議案第121号 豊田市職員給与条例及び豊田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

令和4年人事院勧告に準じて、職員の給料月額の上上げ並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行う。

1 給料月額の上上げ

平均上上げ率 0.35% (1,078円)

2 一般職の職員の勤勉手当の額の総額の設定に係る割合の改定

職員の区分	令和4年12月1日前まで	令和4年12月1日以後	令和5年4月1日以後
一般の職員	100分の95	100分の105	100分の100
特定管理職員	100分の115	100分の125	100分の120

3 一般職の任期付職員の給料月額の上上げ

号給	現 行	改 正 後
1	375,000円	376,000円

4 一般職の任期付職員の期末手当の支給割合の改定

令和4年12月1日前まで	令和4年12月1日以後	令和5年4月1日以後
100分の162.5	100分の167.5	100分の165

【備考】

- 1 一般職の職員の勤勉手当の額の総額の設定
勤勉手当の支給基準日現在において、一般の職員の職員区分に属する職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額に、勤勉手当の割合を乗じて得た額の総額を、当該職員区分に属する職員に支給する勤勉手当の上限額とするもの
- 2 特定管理職員
副参事又はこれに相当する職以上の職にある職員
- 3 一般職の任期付職員
高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させるため、任命権者が選考により任期を定めて採用する職員
- 4 一般職の任期付職員の期末手当の額
期末手当の支給基準日現在において職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、期末手当の支給割合を乗じて得た額

【担当課：人事課】

議案第122号 豊田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

情勢との適応及び他との均衡を考慮し、議会の議員の期末手当の支給割合を改定する。

議会の議員の期末手当の支給割合の改定

令和4年12月1日前まで	令和4年12月1日以後	令和5年4月1日以後
100分の162.5	100分の167.5	100分の165

【備考】

議会の議員の期末手当の額

議員報酬の月額及びその額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、期末手当の支給割合を乗じて得た額

【担当課：人事課】

議案第123号 豊田市特別職職員の給与を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

情勢との適応及び他との均衡を考慮し、特別職職員の期末手当の支給割合を改定する。

特別職職員の期末手当の支給割合の改定

令和4年12月1日前まで	令和4年12月1日以後	令和5年4月1日以後
100分の162.5	100分の167.5	100分の165

【備考】

特別職職員の期末手当の額

特別職職員の受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、給料及び地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、期末手当の支給割合を乗じて得た額

【担当課：人事課】

議案第124号 豊田市手数料条例の一部を改正する条例

【要旨】

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る共同住宅等における申請区分を改定する。

低炭素建築物新築等計画認定申請及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る共同住宅等における申請区分の改定

(1) 住戸のみの申請区分の廃止

変更申請以外の住戸のみに係る申請区分を廃止する。

(2) 建築物全体等に係る申請区分の改正

現 行	改 正 後
建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの

(3) 複合建築物の非住宅部分に係る申請区分の追加

種 類		金 額	
低炭素建築物新築等計画認定申請においては低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると適合性確認機関が認めた場合又は設計住宅性能評価書が添付されている場合、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請において計画適合性確認機関が認めた場合等	非住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	1件につき	10,300円（計画の変更に係る場合にあっては、6,200円）
	非住宅部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	1件につき	17,900円（計画の変更に係る場合にあっては、10,700円）
	非住宅部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	1件につき	29,100円（計画の変更に係る場合にあっては、17,500円）
	非住宅部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	1件につき	87,300円（計画の変更に係る場合にあっては、52,400円）
	非住宅部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	1件につき	138,100円（計画の変更に係る場合にあっては、82,900円）
	非住宅部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	1件につき	174,400円（計画の変更に係る場合にあっては、104,700円）

	非住宅部分の床面積の合計が 25,000 m ² を超えるもの	1 件につき	218,000 円（計画の変更に係る場合にあっては、130,800 円）
その他の場合	非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準に係るものであるもの	非住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 以内のもの	1 件につき 95,000 円（計画の変更に係る場合にあっては、48,600 円）
		非住宅部分の床面積の合計が 300 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	1 件につき 121,000 円（計画の変更に係る場合にあっては、62,300 円）
		非住宅部分の床面積の合計が 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの	1 件につき 159,300 円（計画の変更に係る場合にあっては、82,600 円）
		非住宅部分の床面積の合計が 2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内のもの	1 件につき 257,900 円（計画の変更に係る場合にあっては、137,700 円）
		非住宅部分の床面積の合計が 5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	1 件につき 336,800 円（計画の変更に係る場合にあっては、182,300 円）
		非住宅部分の床面積の合計が 10,000 m ² を超え 25,000 m ² 以内のもの	1 件につき 404,700 円（計画の変更に係る場合にあっては、219,900 円）
		非住宅部分の床面積の合計が 25,000 m ² を超えるもの	1 件につき 474,800 円（計画の変更に係る場合にあっては、259,300 円）

その他のもの	非住宅部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	1件につき	248,400円（計画の変更に係る場合にあつては、125,200円）
	非住宅部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	1件につき	311,200円（計画の変更に係る場合にあつては、157,400円）
	非住宅部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	1件につき	401,800円（計画の変更に係る場合にあつては、203,800円）
	非住宅部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	1件につき	573,400円（計画の変更に係る場合にあつては、295,500円）
	非住宅部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	1件につき	706,300円（計画の変更に係る場合にあつては、367,100円）
	非住宅部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	1件につき	834,900円（計画の変更に係る場合にあつては、435,000円）
	非住宅部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	1件につき	952,400円（計画の変更に係る場合にあつては、498,200円）

【担当課：建築相談課】

議案第125号 豊田市立保育所条例の一部を改正する条例

【要旨】

行政需要の変化に的確に対応するため、豊田市立北栄こども園を廃止する。

こども園の廃止（令和5年4月1日）
豊田市立北栄こども園を廃止する。

【担当課：保育課】

議案第 1 2 6 号 豊田市営住宅条例の一部を改正する条例

【要旨】

配偶者からの暴力被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、当該暴力被害者に係る該当要件を拡大するとともに、行政需要の変化に的確に対応するため、桑田和住宅及び千野住宅を市営住宅から除外するほか、所要の改正を行う。

1 配偶者からの暴力被害者に係る該当要件の拡大

(1) 配偶者からの暴力被害者を保護する施設の追加

現 行	改 正 後
配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号（配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条（配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者	配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号（配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による一時保護、 <u>配偶者暴力防止等法第 5 条（配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による婦人保護施設における保護又は児童福祉法第 2 3 条第 1 項の規定による母子生活支援施設における保護</u> が終了した日から起算して 5 年を経過していない者

(2) 配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書の発行等による対象の追加

婦人相談所等により配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者又は婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関、行政機関若しくは関係機関と連携して配偶者からの暴力を受けた被害者の支援を行っている民間支援団体において公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書による確認がされている者を配偶者からの暴力被害者の対象として追加する。

2 常時介護を必要とする等の者を単身で市営住宅に入居できる対象から除外する規定等の廃止

身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を特に居住の安定を図る必要がある者から除外する規定及び常時の介護を必要とする者等かどうかを市長が職員に調査させることができる規定を廃止する。

3 桑田和住宅及び千野住宅の市営住宅からの除外（令和5年4月1日）
桑田和住宅及び千野住宅を豊田市山村地域活性化住宅に用途を変更するため、市営住宅から除外する。

4 用語の改正

<現 行>		<改正後>
寡婦若しくは寡夫	→	ひとり親

【担当課：定住促進課】

議案第 1 2 7 号 豊田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

【要旨】

健全な水道事業経営の維持のための基本料金及び水量料金の額の引上げ並びに給水装置工事の承認手続における申請者の負担軽減及び事務手続の効率化のための書面の提出義務の廃止を行うほか、所要の改正を行う。

- 1 給水装置に用いる給水管及び給水用具の構造及び材質の指定を可能とするための規定の整備（令和5年4月1日以後）

災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷に係る迅速で適切な復旧の実施を可能とするため、事業管理者が配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いる給水管及び給水用具の構造及び材質の指定を行うことを可能とする規定を整備する。

- 2 給水装置工事における利害関係人の承諾書の提出義務の廃止

現 行	令和5年4月1日以後
給水装置工事を施行する場合において、当該工事に関して事業管理者が別に定める事項に該当するときは、申込者は利害関係人の承諾書を事業管理者に提出しなければならない。	事業管理者は、給水装置工事が事業管理者が別に定める基準を満たすものであるときは、当該給水装置工事により給水装置の新設等をしようとする者に利害関係人の承諾書等の提出を求めることができる。

- 3 基本料金の額の引上げ

メーター口径	基本料金（円）	
	現 行	令和6年4月1日以後
20ミリメートル以下	890	1,035
25ミリメートル	2,380	2,765
30ミリメートル	4,150	4,815
40ミリメートル	8,210	9,525
50ミリメートル	12,200	14,155
75ミリメートル	30,400	35,265
100ミリメートル	61,010	70,775
150ミリメートル	177,180	205,530

4 水量料金の額の引上げ

水量区分	1立方メートル当たりの料金（円）							
	現 行				令和6年4月1日以後			
	メーター 口径が25 ミリメー トル以下	メーター 口径が30 ミリメー トル及び 40ミリメ ートル	メーター 口径が50 ミリメー トル及び 75ミリメ ートル	メーター 口径が 100ミリ メートル 以上	メーター 口径が25 ミリメー トル以下	メーター 口径が30 ミリメー トル及び 40ミリメ ートル	メーター 口径が50 ミリメー トル及び 75ミリメ ートル	メーター 口径が 100ミリ メートル 以上
20立方 メート ルまで	8 1	1 6 1	2 4 1	3 1 1	8 6	1 6 6	2 4 6	3 1 6
20立方 メート ルを超 え40立 方メー トルま で	1 6 1				1 6 6			
40立方 メート ルを超 え60立 方メー トルま で	2 4 1	2 4 1			2 4 6	2 4 6		
60立方 メート ルを超 えるも の	3 1 1	3 1 1	3 1 1		3 1 6	3 1 6	3 1 6	

【担当課：料金課】

議案第128号 豊田市水道工事分担金条例の一部を改正する条例

【要旨】

受益と負担の公平の確保を図るため、水道事業に係る工事の分担金の徴収対象の一部を変更するほか、規定の適正化を図るため、使用する文言等の整理を行う。

1 分担金の徴収の対象施設の変更

現 行	令和6年4月1日以後
公道内において、既設配水管から100メートルを超えて布設する配水管	公道内において、既設の配水管から延伸又は分岐をして布設される配水管

2 分担金の徴収の対象者の明確化

分担金の徴収の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 給水の目的により、水道工事の施行を申し込む者
- (2) 既設の水道施設を移転又は改良等の工事に至らしめた者
- (3) 既設の水道施設を破損させ、修繕の工事に至らしめた者

3 分担金の徴収の対象施設の明確化

分担金の徴収の対象となる施設（以下「分担金徴収対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1に掲げるもののほか、2(1)の水道工事により設置される施設で、次に掲げるもの
 - ア 宅地造成団地内において布設される配水管
 - イ 既設の配水管の給水能力を超えて給水するために必要な施設
 - ウ その他特別な施設
- (2) 2(2)の工事により移転又は改良等がなされる水道施設
- (3) 2(3)の工事により修繕がなされる水道施設

4 分担金の徴収及び方法に係る規定の整理

- (1) 事業管理者は、対象者から分担金を徴収するものとする。
- (2) 分担金は、納入通知書によって徴収するものとする。

5 分担金の額に係る規定の整理

- (1) 分担金の上限額は、分担金徴収対象施設に係る工事であって、その徴収を要するもの（以下「分担金徴収対象工事」という。）に係る総経費に相当する額とする。
- (2) 対象者から徴収する分担金の額は、(1)の上限額以下の範囲で事業管理者が別に定めるところにより決定するものとする。

6 対象者の義務に係る規定の整理

- (1) 対象者は、自ら分担金徴収対象工事を行い分担金徴収対象施設の設置をする場合にあっては、国が示す水道施設基準及び市の給水装置基準を遵守しなければならない。
- (2) 対象者は、分担金徴収対象工事において布設する配水管その他の管の口径について、実需要に比べ過少なものとしてはならない。
- (3) 事業管理者は、給水開始後に、分担金徴収対象工事において設置された分担金徴収対象施設が(1)又は(2)に反するものであることが明らかとなったときは、改善の指示をすることができる。
- (4) 事業管理者は、対象者が(3)の指示に従わないときは、給水の制限ができるものとする。

【担当課：水道整備課】

議案第129号から議案第136号まで 令和4年度豊田市補正予算
→「予算関係議案の要旨(資料2)」参照

議案第137号 工事請負契約の締結について（豊田スタジアム長寿命化改修工事（その4））

【要旨】

計画的な保全を行い、安全・安心で快適な施設環境を確保するため、屋内プールのろ過設備の改修を行う。

- 1 契約目的 豊田スタジアム長寿命化改修工事（その4）
- 2 契約金額 183,150,000円
- 3 相手方 豊田市陣中町一丁目16番地6
桶兼住設株式会社
代表取締役 兼子 勝美
- 4 契約方法 一般競争入札（3名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市千石町地内
- 2 工事概要 ろ過設備改修工事 一式
- 3 完成予定日 令和6年3月20日

【担当課：建築計画調整課】

議案第138号 指定管理者の指定について（豊田市立南部休日救急内科診療所）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市立南部休日救急内科診療所の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市立南部休日救急内科診療所
- 2 指定管理者となる団体 豊田市西山町三丁目30番地1
公益財団法人豊田地域医療センター
理事長 宮川 秀一
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

【備考】

- 1 公益財団法人豊田地域医療センターの概要
 - (1) 設立年月 昭和52年10月
 - (2) 基本財産 10,000,000円
 - (3) 職員数 383名
 - (4) 事業内容 豊田市における救急医療、慢性期医療、高齢者医療、健診、看護師養成等
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
公募（1名）

【担当課：地域包括ケア企画課】

議案第139号 指定管理者の指定について（西町活性化施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、西町活性化施設の指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 施設の名称 | 西町活性化施設 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市足助町西町13番地1
有限会社あすけ町づくり工房
代表取締役 中根 陸雅 |
| 3 | 指定の期間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

【備考】

- 有限会社あすけ町づくり工房の概要
 - 設立年月 平成16年12月
 - 資本金 5,750,000円
 - 従業員数 7名
 - 事業内容
ア 都市開発、地域開発、観光開発等に関する企画、設計及び監理並びにこれらに関するコンサルタント業務
イ 商業地域の市場調査診断に関する業務
ウ 経営の診断及び経営コンサルタントに係る業務
エ 各種イベントの企画及び運営
オ 広告及び宣伝業
カ 飲食店の経営
キ 食品、民芸品等郷土特産品の開発及び販売
ク 不動産の賃貸、管理、保有及び運用
- 指定管理者となる団体の選定方法
豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第2条第2号該当
- 指定手続条例第2条第2号
当該施設が地域住民で構成する団体の地域活動の拠点となり、当該団体に当該施設を管理運営させることが適当と認められるとき。

【担当課：足助支所】

議案第 140 号 指定管理者の指定について（豊田市山村地域活性化住宅乳母ケ入住宅ほか 14 施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市山村地域活性化住宅乳母ケ入住宅ほか 14 施設の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称
(1) 豊田市山村地域活性化住宅乳母ケ入住宅
(2) 豊田市山村地域活性化住宅乳母ケ入ハイツ
(3) 豊田市山村地域活性化住宅エビネの里
(4) 豊田市山村地域活性化住宅大沼住宅
(5) 豊田市山村地域活性化住宅おちべ住宅
(6) 豊田市山村地域活性化住宅柏ケ洞住宅
(7) 豊田市山村地域活性化住宅梶畑住宅
(8) 豊田市山村地域活性化住宅梶畑ハイツ
(9) 豊田市山村地域活性化住宅桑田和住宅
(10) 豊田市山村地域活性化住宅高嶺下住宅
(11) 豊田市山村地域活性化住宅笹戸住宅
(12) 豊田市山村地域活性化住宅杉本住宅
(13) 豊田市山村地域活性化住宅近岡住宅
(14) 豊田市山村地域活性化住宅千野住宅
(15) 豊田市山村地域活性化住宅遊屋住宅「ゆうゆう」
- 2 指定管理者となる団体
名古屋市中区丸の内三丁目 19 番 30 号
愛知県住宅供給公社
理事長 水野 直樹
- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

【備考】

- 1 愛知県住宅供給公社の概要
(1) 設立年月 昭和 40 年 11 月
(2) 基本財産 32,500,000 円
(3) 職員数 102 名
(4) 事業内容
ア 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡
イ 住宅用地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡
ウ 公営住宅及び共同施設の管理の一部の代行
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第 2 条第 1 号該当
- 3 指定手続条例第 2 条第 1 号
専門的かつ高度な技術等を有する特定の団体を指定管理者に指定することが必要なとき。

【担当課：定住促進課】

議案第141号 都市公園予定区域の変更について（秋葉緑地）

【要旨】

矢作川鵜の首地区水位低下対策事業の実施に伴い、都市公園を設置すべき区域を変更する。

- | | | |
|---|-----|-------------------------------|
| 1 | 名 称 | 秋葉緑地 |
| 2 | 区 域 | 豊田市秋葉町八丁目ほか地内 |
| 3 | 面 積 | 変更前面積 18.15ha
変更後面積 7.40ha |

【備考】

参 考 図 49ページ及び50ページ

【担当課：公園緑地つかう課】

3 同意

同意第6号 人権擁護委員の推薦について

【要旨】

人権擁護委員として次の者を推薦する。

推薦する者

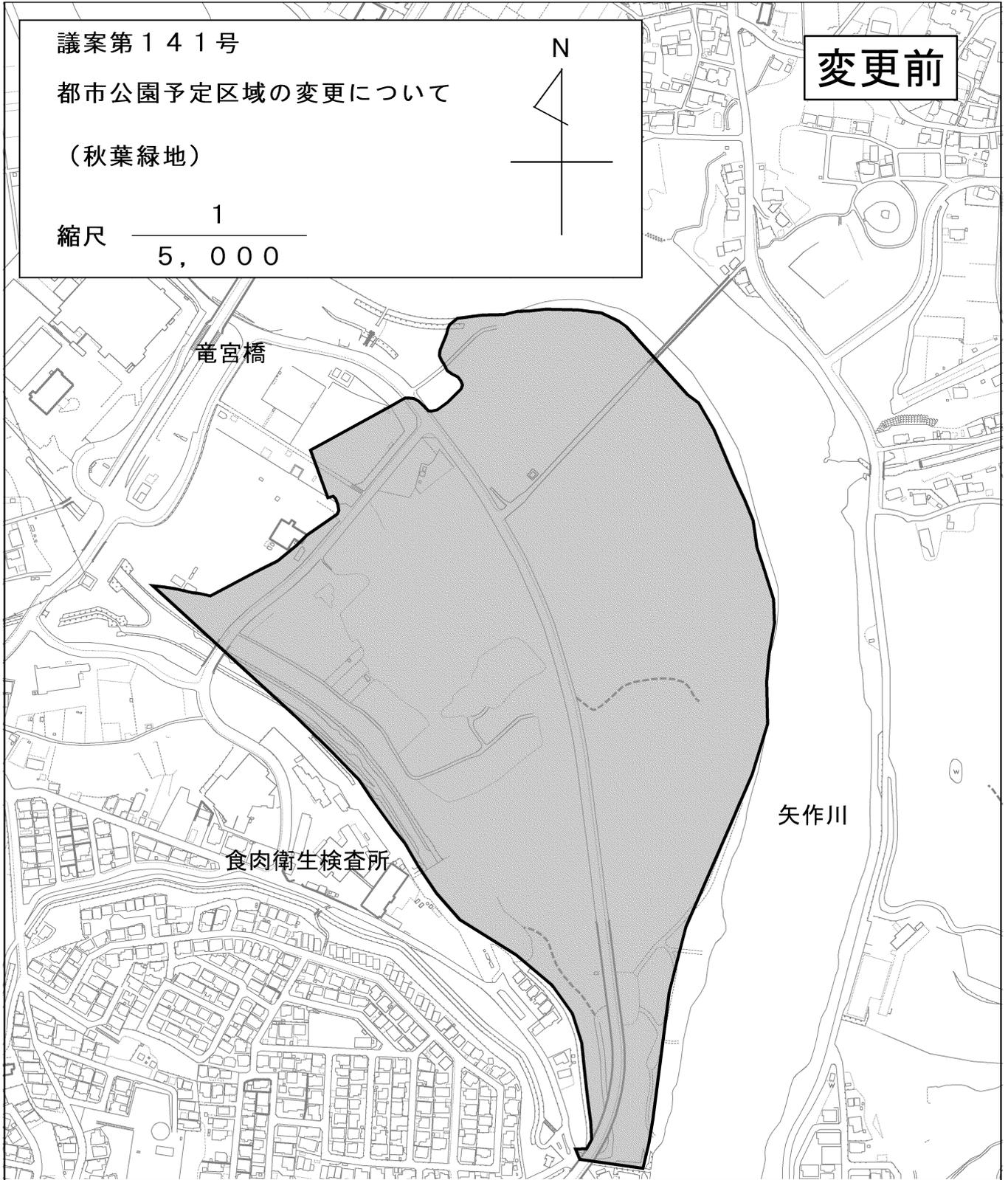
青 木 康 次 （再任）

【備考】

青木康次委員が令和5年3月31日付けで任期満了となるため

【担当課：市民相談課】

4 参考図



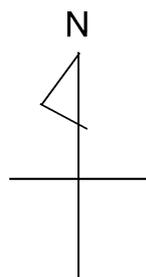
凡	例
公園予定区域	

議案第141号

都市公園予定区域の変更について

(秋葉緑地)

縮尺 $\frac{1}{5,000}$



変更後



凡

例

公園予定区域



令和 4 年 1 2 月市議会定例会
予 算 関 係 議 案 の 要 旨

目 次

1	令和 4 年度一般会計補正予算（9 月 3 0 日専決）	1
2	令和 4 年度一般会計補正予算（1 1 月 1 日専決）	9
3	令和 4 年度一般会計・特別会計補正予算（1 2 月補正）	1 7
4	令和 4 年度水道事業会計補正予算（1 2 月補正）	3 5

※ この資料は、議会開会当日、議場
へ持参してください。

資料作成 令和 4 年 1 1 月 2 4 日

令和4年度

豊田市一般会計補正予算資料

(9月30日専決)

令和4年度 9月30日専決 各会計別 予算総括表

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考	
一 般 会 計	187,137,033	3,951,717	191,088,750	72.9	73.3	豊専第 38 号	
特 別 会 計	国民健康保険	35,072,930	0	35,072,930	13.7	13.5	
	土地区画整理	土橋	207,037	0	207,037	0.1	0.1
		寺部	278,943	0	278,943	0.1	0.1
		花園	1,146,414	0	1,146,414	0.4	0.4
	分譲住宅建設	15,849	0	15,849	0.0	0.0	
	卸売市場	226,831	0	226,831	0.1	0.1	
	水道水源保全	79,821	0	79,821	0.0	0.0	
	母子父子寡婦福祉	27,213	0	27,213	0.0	0.0	
	介護保険	26,110,202	0	26,110,202	10.2	10.0	
	財産区	盛岡	4,820	0	4,820	0.0	0.0
		賀茂	6,533	0	6,533	0.0	0.0
	後期高齢者医療	6,453,955	0	6,453,955	2.5	2.5	
	産業用地造成	22,379	0	22,379	0.0	0.0	
小 計	69,652,927	0	69,652,927	27.1	26.7		
合 計 (一般会計+特別会計)	256,789,960	3,951,717	260,741,677	100.0	100.0		
企 業 会 計	水道事業	収入	14,480,997	0	14,480,997	—	—
		支出	20,256,280	0	20,256,280	—	—
	下水道事業	収入	12,295,306	0	12,295,306	—	—
		支出	16,194,019	0	16,194,019	—	—
	支 出 合 計	36,450,299	0	36,450,299	—	—	
総 計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	293,240,259	3,951,717	297,191,976	—	—		

(歳入)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 市 税	110,191,731	0	110,191,731	58.9	57.7	
2 地 方 譲 与 税	1,384,720	0	1,384,720	0.7	0.7	
3 利 子 割 交 付 金	38,000	0	38,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	486,000	0	486,000	0.3	0.3	
5 株式等譲渡所得割交付金	357,000	0	357,000	0.2	0.2	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	2,647,000	0	2,647,000	1.4	1.4	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	10,593,000	0	10,593,000	5.7	5.5	
8 ゴルフ場利用税交付金	336,000	0	336,000	0.2	0.2	
9 自動車取得税交付金	1	0	1	0.0	0.0	
10 環 境 性 能 割 交 付 金	400,000	0	400,000	0.2	0.2	
11 地 方 特 例 交 付 金	446,000	0	446,000	0.2	0.2	
12 地 方 交 付 税	150,000	0	150,000	0.1	0.1	
13 交通安全対策特別交付金	59,000	0	59,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	103,478	0	103,478	0.1	0.1	
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,652,959	0	2,652,959	1.4	1.4	
16 国 庫 支 出 金	26,600,457	1,961,498	28,561,955	14.2	14.9	
17 県 支 出 金	14,444,544	1,990,219	16,434,763	7.7	8.6	
18 財 産 収 入	358,129	0	358,129	0.2	0.2	
19 寄 附 金	163,677	0	163,677	0.1	0.1	
20 繰 入 金	3,338,243	0	3,338,243	1.8	1.7	
21 繰 越 金	3,889,815	0	3,889,815	2.1	2.0	
22 諸 収 入	5,497,279	0	5,497,279	2.9	2.9	
23 市 債	3,000,000	0	3,000,000	1.6	1.6	
合 計	187,137,033	3,951,717	191,088,750	100.0	100.0	

歳入の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳	補正額	補正前	補正後
16 国庫支出金	1,961,498	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	391,025	1,670,643	2,061,668
		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 給付事業費補助金	1,550,000	0	1,550,000
		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保 事業費国庫補助金	20,473	1,020,179	1,040,652
17 県支出金	1,990,219	高齢者インフルエンザ 予防接種費補助金	151,865	0	151,865
		自宅療養者等医療 提供事業補助金	1,838,354	1,622,000	3,460,354
合 計	3,951,717				

(目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
1 議 会 費	877, 115	0	877, 115	0. 5	0. 5	
2 総 務 費	19, 318, 750	0	19, 318, 750	10. 3	10. 1	
3 民 生 費	64, 965, 738	1, 550, 000	66, 515, 738	34. 7	34. 8	
4 衛 生 費	22, 275, 598	2, 401, 717	24, 677, 315	11. 9	12. 9	
5 労 働 費	175, 505	0	175, 505	0. 1	0. 1	
6 農 林 水 産 業 費	2, 965, 249	0	2, 965, 249	1. 6	1. 6	
7 商 工 費	6, 632, 504	0	6, 632, 504	3. 5	3. 5	
8 土 木 費	27, 149, 070	0	27, 149, 070	14. 5	14. 2	
9 消 防 費	7, 139, 427	0	7, 139, 427	3. 8	3. 7	
10 教 育 費	26, 952, 489	0	26, 952, 489	14. 4	14. 1	
11 災 害 復 旧 費	234, 000	0	234, 000	0. 1	0. 1	
12 公 債 費	7, 821, 588	0	7, 821, 588	4. 2	4. 1	
13 諸 支 出 金	30, 000	0	30, 000	0. 0	0. 0	
14 予 備 費	600, 000	0	600, 000	0. 3	0. 3	
合 計	187, 137, 033	3, 951, 717	191, 088, 750	100. 0	100. 0	

歳出の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			
		補正額	補正前	補正後	
3 民生費	1,550,000	電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金 給付事務費	50,000	0	50,000
		電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金 給付事業費補助金	1,500,000	0	1,500,000
4 衛生費	2,401,717	新型コロナウイルス感染症 ワクチン接種事業費	411,498	2,645,724	3,057,222
		定期予防接種費	151,865	1,721,058	1,872,923
		自宅療養者等 医療提供事業補助金	1,838,354	1,622,000	3,460,354
合 計	3,951,717				

(性質別歳出)

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
人 件 費	32,829,974	0	32,829,974	17.5	17.2	
物 件 費	39,518,052	613,363	40,131,415	21.1	21.0	
維 持 補 修 費	3,169,654	0	3,169,654	1.7	1.7	
扶 助 費	34,646,944	0	34,646,944	18.5	18.1	
補 助 費 等	26,356,490	3,338,354	29,694,844	14.1	15.5	
普通建設事業費	32,837,760	0	32,837,760	17.5	17.2	
災害復旧事業費	234,000	0	234,000	0.1	0.1	
公 債 費	7,821,588	0	7,821,588	4.2	4.1	
積 立 金	106,009	0	106,009	0.1	0.1	
投資及び出資金	415,000	0	415,000	0.2	0.2	
貸 付 金	512,000	0	512,000	0.3	0.3	
繰 出 金	8,089,562	0	8,089,562	4.3	4.2	
予 備 費	600,000	0	600,000	0.3	0.3	
合 計	187,137,033	3,951,717	191,088,750	100.0	100.0	

令和4年度

豊田市一般会計補正予算資料

(11月1日専決)

令和4年度 11月1日専決 各会計別 予算総括表

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考	
一 般 会 計	191,088,750	712,000	191,800,750	73.3	73.4	豊専第42号	
特 別 会 計	国民健康保険	35,072,930	0	35,072,930	13.5	13.4	
	土地区画整理	土橋	207,037	0	207,037	0.1	0.1
		寺部	278,943	0	278,943	0.1	0.1
		花園	1,146,414	0	1,146,414	0.4	0.4
	分譲住宅建設	15,849	0	15,849	0.0	0.0	
	卸売市場	226,831	0	226,831	0.1	0.1	
	水道水源保全	79,821	0	79,821	0.0	0.0	
	母子父子寡婦福祉	27,213	0	27,213	0.0	0.0	
	介護保険	26,110,202	0	26,110,202	10.0	10.0	
	財 産 区	盛岡	4,820	0	4,820	0.0	0.0
		賀茂	6,533	0	6,533	0.0	0.0
	後期高齢者医療	6,453,955	0	6,453,955	2.5	2.5	
	産業用地造成	22,379	0	22,379	0.0	0.0	
小 計	69,652,927	0	69,652,927	26.7	26.6		
合 計 (一般会計+特別会計)	260,741,677	712,000	261,453,677	100.0	100.0		
企 業 会 計	水道事業	収入	14,480,997	0	14,480,997	—	—
		支出	20,256,280	0	20,256,280	—	—
	下水道事業	収入	12,295,306	0	12,295,306	—	—
		支出	16,194,019	0	16,194,019	—	—
	支 出 合 計	36,450,299	0	36,450,299	—	—	
総 計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	297,191,976	712,000	297,903,976	—	—		

(歳入)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 市 税	110,191,731	0	110,191,731	57.7	57.5	
2 地 方 譲 与 税	1,384,720	0	1,384,720	0.7	0.7	
3 利 子 割 交 付 金	38,000	0	38,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	486,000	0	486,000	0.3	0.3	
5 株式等譲渡所得割交付金	357,000	0	357,000	0.2	0.2	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	2,647,000	0	2,647,000	1.4	1.4	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	10,593,000	0	10,593,000	5.5	5.5	
8 ゴルフ場利用税交付金	336,000	0	336,000	0.2	0.2	
9 自動車取得税交付金	1	0	1	0.0	0.0	
10 環 境 性 能 割 交 付 金	400,000	0	400,000	0.2	0.2	
11 地 方 特 例 交 付 金	446,000	0	446,000	0.2	0.2	
12 地 方 交 付 税	150,000	0	150,000	0.1	0.1	
13 交通安全対策特別交付金	59,000	0	59,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	103,478	0	103,478	0.1	0.1	
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,652,959	0	2,652,959	1.4	1.4	
16 国 庫 支 出 金	28,561,955	226,000	28,787,955	14.9	15.0	
17 県 支 出 金	16,434,763	486,000	16,920,763	8.6	8.8	
18 財 産 収 入	358,129	0	358,129	0.2	0.2	
19 寄 附 金	163,677	0	163,677	0.1	0.1	
20 繰 入 金	3,338,243	0	3,338,243	1.7	1.7	
21 繰 越 金	3,889,815	0	3,889,815	2.0	2.0	
22 諸 収 入	5,497,279	0	5,497,279	2.9	2.9	
23 市 債	3,000,000	0	3,000,000	1.6	1.6	
合 計	191,088,750	712,000	191,800,750	100.0	100.0	

歳入の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳	補正額	補正前	補正後
16 国庫支出金	226,000	新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金	226,000	704,402	930,402
17 県支出金	486,000	子育て世帯臨時特別給付金 給付事務費補助金	5,000	0	5,000
		子育て世帯臨時特別給付金 給付事業費補助金	481,000	0	481,000
合 計	712,000				

(目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
1 議 会 費	877, 115	0	877, 115	0. 5	0. 5	
2 総 務 費	19, 318, 750	0	19, 318, 750	10. 1	10. 1	
3 民 生 費	66, 515, 738	712, 000	67, 227, 738	34. 8	35. 1	
4 衛 生 費	24, 677, 315	0	24, 677, 315	12. 9	12. 9	
5 労 働 費	175, 505	0	175, 505	0. 1	0. 1	
6 農 林 水 産 業 費	2, 965, 249	0	2, 965, 249	1. 6	1. 5	
7 商 工 費	6, 632, 504	0	6, 632, 504	3. 5	3. 5	
8 土 木 費	27, 149, 070	0	27, 149, 070	14. 2	14. 2	
9 消 防 費	7, 139, 427	0	7, 139, 427	3. 7	3. 7	
10 教 育 費	26, 952, 489	0	26, 952, 489	14. 1	14. 1	
11 災 害 復 旧 費	234, 000	0	234, 000	0. 1	0. 1	
12 公 債 費	7, 821, 588	0	7, 821, 588	4. 1	4. 1	
13 諸 支 出 金	30, 000	0	30, 000	0. 0	0. 0	
14 予 備 費	600, 000	0	600, 000	0. 3	0. 3	
合 計	191, 088, 750	712, 000	191, 800, 750	100. 0	100. 0	

歳出の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			
		補正額	補正前	補正後	
3 民生費	712,000	子育て世帯臨時特別給付金 給付事務費	5,000	0	5,000
		子育て世帯臨時特別給付金 給付事業費補助金	481,000	0	481,000
		豊田市子育て世帯臨時特別 給付金給付事務費	11,000	0	11,000
		豊田市子育て世帯臨時特別 給付金給付事業費補助金	215,000	0	215,000
合 計	712,000				

(性質別歳出)

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
人 件 費	32,829,974	0	32,829,974	17.2	17.1	
物 件 費	40,131,415	16,000	40,147,415	21.0	20.9	
維 持 補 修 費	3,169,654	0	3,169,654	1.7	1.7	
扶 助 費	34,646,944	0	34,646,944	18.1	18.1	
補 助 費 等	29,694,844	696,000	30,390,844	15.5	15.8	
普通建設事業費	32,837,760	0	32,837,760	17.2	17.1	
災害復旧事業費	234,000	0	234,000	0.1	0.1	
公 債 費	7,821,588	0	7,821,588	4.1	4.1	
積 立 金	106,009	0	106,009	0.1	0.1	
投資及び出資金	415,000	0	415,000	0.2	0.2	
貸 付 金	512,000	0	512,000	0.3	0.3	
繰 出 金	8,089,562	0	8,089,562	4.2	4.2	
予 備 費	600,000	0	600,000	0.3	0.3	
合 計	191,088,750	712,000	191,800,750	100.0	100.0	

令和4年度

豊田市 一般会計 補正予算資料
特別会計

(12月補正)

令和4年度12月補正 各会計別 予算総括表

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考		
一 般 会 計	191,800,750	10,235,769	202,036,519	73.4	74.4	議案第 129 号		
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	35,072,930	13,795	35,086,725	13.4	12.9	議案第 130 号	
	土 地 区 画 整 理	土 橋	207,037	△ 31,199	175,838	0.1	0.1	議案第 131 号
		寺 部	278,943	△ 8,024	270,919	0.1	0.1	
		花 園	1,146,414	7,901	1,154,315	0.4	0.4	
	分 譲 住 宅 建 設	15,849	158	16,007	0.0	0.0	議案第 132 号	
	卸 売 市 場	226,831	19,249	246,080	0.1	0.1	議案第 133 号	
	水 道 水 源 保 全	79,821	0	79,821	0.0	0.0		
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉	27,213	0	27,213	0.0	0.0		
	介 護 保 険	26,110,202	13,575	26,123,777	10.0	9.6	議案第 134 号	
	財 産 区	盛 岡	4,820	0	4,820	0.0	0.0	
		賀 茂	6,533	0	6,533	0.0	0.0	
	後 期 高 齢 者 医 療	6,453,955	△ 4,357	6,449,598	2.5	2.4	議案第 135 号	
	産 業 用 地 造 成	22,379	0	22,379	0.0	0.0		
小 計	69,652,927	11,098	69,664,025	26.6	25.6			
合 計 (一般会計+特別会計)	261,453,677	10,246,867	271,700,544	100.0	100.0			
企 業 会 計	水 道 事 業	収 入	14,480,997	△ 66,706	14,414,291	—	—	議案第 136 号
		支 出	20,256,280	△ 68,627	20,187,653	—	—	
	下 水 道 事 業	収 入	12,295,306	0	12,295,306	—	—	
		支 出	16,194,019	0	16,194,019	—	—	
	支 出 合 計	36,450,299	△ 68,627	36,381,672	—	—		
総 計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	297,903,976	10,178,240	308,082,216	—	—			

(歳入)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 市 税	110,191,731	7,600,000	117,791,731	57.5	58.3	
2 地 方 譲 与 税	1,384,720	0	1,384,720	0.7	0.7	
3 利 子 割 交 付 金	38,000	0	38,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	486,000	0	486,000	0.3	0.2	
5 株式等譲渡所得割交付金	357,000	0	357,000	0.2	0.2	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	2,647,000	0	2,647,000	1.4	1.3	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	10,593,000	0	10,593,000	5.5	5.2	
8 ゴルフ場利用税交付金	336,000	0	336,000	0.2	0.2	
9 自動車取得税交付金	1	0	1	0.0	0.0	
10 環 境 性 能 割 交 付 金	400,000	0	400,000	0.2	0.2	
11 地 方 特 例 交 付 金	446,000	0	446,000	0.2	0.2	
12 地 方 交 付 税	150,000	0	150,000	0.1	0.1	
13 交通安全対策特別交付金	59,000	0	59,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	103,478	0	103,478	0.1	0.1	
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,652,959	0	2,652,959	1.4	1.3	
16 国 庫 支 出 金	28,787,955	343,825	29,131,780	15.0	14.4	
17 県 支 出 金	16,920,763	6,132	16,926,895	8.8	8.4	
18 財 産 収 入	358,129	0	358,129	0.2	0.2	
19 寄 附 金	163,677	50,000	213,677	0.1	0.1	
20 繰 入 金	3,338,243	0	3,338,243	1.7	1.7	
21 繰 越 金	3,889,815	1,796,711	5,686,526	2.0	2.8	
22 諸 収 入	5,497,279	439,101	5,936,380	2.9	2.9	
23 市 債	3,000,000	0	3,000,000	1.6	1.5	
合 計	191,800,750	10,235,769	202,036,519	100.0	100.0	

歳入の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳	補正額	補正前	補正後
1 市 税	7,600,000	法 人 市 民 税	7,600,000	21,819,000	29,419,000
16 国庫支出金	343,825	感 染 症 予 防 費 負 担 金	47,000	351,061	398,061
		新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 応 地 方 創 生 臨 時 交 付 金	296,825	930,402	1,227,227
17 県 支 出 金	6,132	保 育 所 等 給 食 費 金 軽 減 対 策 支 援 金	6,132	6,132	12,264
19 寄 附 金	50,000	一 般 寄 附 金	50,000	150,000	200,000
21 繰 越 金	1,796,711	前 年 度 繰 越 金	1,796,711	3,889,815	5,686,526
22 諸 収 入	439,101	過 年 度 収 入	427,925	1	427,926
		そ の 他 収 入	11,176	144,132	155,308
合 計	10,235,769				

(目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
1 議 会 費	877, 115	5, 406	882, 521	0. 5	0. 4	
2 総 務 費	19, 318, 750	7, 845, 994	27, 164, 744	10. 1	13. 4	
3 民 生 費	67, 227, 738	658, 199	67, 885, 937	35. 1	33. 6	
4 衛 生 費	24, 677, 315	1, 039, 892	25, 717, 207	12. 9	12. 7	
5 労 働 費	175, 505	△ 11, 503	164, 002	0. 1	0. 1	
6 農 林 水 産 業 費	2, 965, 249	87, 395	3, 052, 644	1. 5	1. 5	
7 商 工 費	6, 632, 504	34, 431	6, 666, 935	3. 5	3. 3	
8 土 木 費	27, 149, 070	22, 919	27, 171, 989	14. 2	13. 4	
9 消 防 費	7, 139, 427	180, 727	7, 320, 154	3. 7	3. 6	
10 教 育 費	26, 952, 489	372, 309	27, 324, 798	14. 1	13. 5	
11 災 害 復 旧 費	234, 000	0	234, 000	0. 1	0. 1	
12 公 債 費	7, 821, 588	0	7, 821, 588	4. 1	3. 9	
13 諸 支 出 金	30, 000	0	30, 000	0. 0	0. 0	
14 予 備 費	600, 000	0	600, 000	0. 3	0. 3	
合 計	191, 800, 750	10, 235, 769	202, 036, 519	100. 0	100. 0	

歳出の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			
			補正額	補正前	補正後
1 議会費	5,406	人件費（議員・一般職）	5,406	746,864	752,270
2 総務費	7,845,994	人件費（特別職・一般職）	91,970	5,232,663	5,324,633
		庁舎管理事務費	84,986	654,925	739,911
		低炭素社会モデル地区推進費	3,429	127,298	130,727
		交流館施設管理運営費	44,859	507,546	552,405
		公共施設安全安心基金積立金	7,600,000	0	7,600,000
		ふるさと寄附金推進費	20,750	73,780	94,530
3 民生費	658,199	人件費（一般職）	59,900	5,938,620	5,998,520
		福祉センター管理運営費	12,114	94,452	106,566
		福祉就業センター管理運営費	1,210	12,238	13,448
		障がい福祉事業所等災害・感染症対策費	24,000	45,000	69,000
		介護事業所等災害・感染症対策費	70,000	228,000	298,000
		特別養護老人ホーム等建設費補助金（継続費）	△ 98,100	98,100	0
		保育所等給食費軽減対策補助金	13,680	13,680	27,360
		認可外保育施設光熱費高騰対策補助金	7,200	0	7,200
		社会福祉費過年度金 国県支出金返還金	169,962	187,689	357,651
		障がい者福祉費過年度金 国県支出金返還金	3,334	0	3,334
		老人福祉費過年度金 国県支出金返還金	11,801	0	11,801
		児童福祉費過年度金 国県支出金返還金	360,085	168,572	528,657
		国民健康保険金 特別会計繰出金	13,795	2,415,723	2,429,518
		介護保険事業金 特別会計繰出金	13,575	4,019,797	4,033,372
後期高齢者医療 特別会計繰出金	△ 4,357	850,767	846,410		

款	補正額	内 訳			
			補正額	補正前	補正後
4 衛生費	1,039,892	人件費（一般職）	40,585	2,760,758	2,801,343
		古瀬間聖苑管理運営費	13,633	146,826	160,459
		清掃庁舎等管理費	189	26,287	26,476
		勘八不燃物処分場 施設管理費	3,992	71,756	75,748
		グリーン・クリーン ふじの丘施設管理費	8,247	283,936	292,183
		緑のリサイクルセンター 管理運営費	1,740	134,298	136,038
		砂川衛生プラント 施設管理費	14,715	272,348	287,063
		逢妻衛生プラント 施設管理費	26,863	331,023	357,886
		渡刈クリーンセンター 管理運営費	97,934	2,130,418	2,228,352
		藤岡プラント 管理運営費	15,163	454,886	470,049
		保健衛生費過年度金 国県支出金返還金	811,604	0	811,604
母子保健費過年度金 国県支出金返還金	5,227	0	5,227		
5 労働費	△ 11,503	人件費（一般職）	△ 11,503	56,951	45,448
6 農林水産業費	87,395	人件費（一般職）	27,295	569,337	596,632
		肥料価格高騰対策 事業費補助金	33,000	0	33,000
		内水面漁業振興費補助金	3,100	11,372	14,472
		粗飼料価格高騰対策 事業費補助金	14,000	0	14,000
		ため池整備事業費	10,000	98,000	108,000
7 商工費	34,431	人件費（一般職）	34,431	329,902	364,333
8 土木費	22,919	人件費（一般職）	54,303	2,521,160	2,575,463
		都市計画事業土地区画整理 特別会計繰出金	△ 31,384	685,503	654,119

款	補正額	内 訳			
			補正額	補正前	補正後
9 消防費	180,727	人件費（一般職）	150,810	4,569,735	4,720,545
		北消防署管理運営費	1,579	17,282	18,861
		中消防署管理運営費	2,409	21,134	23,543
		南消防署管理運営費	2,559	18,494	21,053
		足助消防署管理運営費	503	15,585	16,088
		消防庁舎管理費	22,867	90,768	113,635
10 教育費	372,309	人件費（特別職・一般職）	1,140	1,952,025	1,953,165
		小学校一般管理費	142,854	867,671	1,010,525
		中学校一般管理費	82,570	451,596	534,166
		特別支援学校 施設管理運営費	12,057	54,539	66,596
		青少年相談センター 管理運営費	2,748	17,394	20,142
		運動広場管理運営費	100	19,548	19,648
		保見マレットゴルフ場 管理運営費	20	1,529	1,549
		東山体育センター 管理運営費	1,000	30,798	31,798
		柳川瀬公園管理運営費	1,770	53,686	55,456
		井上公園管理運営費	13,160	97,726	110,886
		中央公園管理運営費	30,930	759,548	790,478
		総合体育館管理運営費	25,640	175,814	201,454
		美術館施設管理費	21,800	268,927	290,727
高橋節郎館改修費	36,520	0	36,520		
合計	10,235,769				

継続費補正（変更）

（単位：千円）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度 令和	年割額	総額	年度 令和	年割額
3 民生費	3 老人福祉費	特別養護老人ホーム建設費補助事業	327,000	4	98,100	327,000	4	0
				5	163,500		5	98,100
				6	65,400		6	163,500
						7	65,400	

繰越明許費補正（追加）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
1 議会費	1 議会費	公用車取得事業	16,930
2 総務費	1 総務管理費	公用車取得事業	16,930
		標準システム移行計画策定事業	59,000
	2 地域振興費	バス車両取得事業	22,698
6 農林水産費	1 農業費	肥料価格高騰対策補助事業	33,000
9 消防費	1 消防費	中消防署東分署女性専用施設改修事業	23,000
		多目的資機材搬送車取得事業	39,050
10 教育費	6 学校教育費	中部給食センタートイレ改修事業	27,726
	8 文化体育費	高橋節郎館改修事業	36,520

債務負担行為補正（追加）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
市議会議員選挙投票所 入場券印刷等業務委託事業	令和5年度	5,600
三河湖観光センター再整備事業	令和5年度から 令和6年度まで	298,365
旭高原自然活用村キャンプデッキエリア 水回り施設等整備事業	令和5年度から 令和6年度まで	230,177
市税等納付催告・窓口業務委託事業	令和5年度から 令和7年度まで	66,726
中型パッカー車取得事業	令和5年度から 令和6年度まで	29,700
女性しごとテラス運営業務委託事業	令和5年度	38,500
河川修繕事業	令和5年度	60,000

(性質別歳出)

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
人 件 費	32,829,974	454,337	33,284,311	17.1	16.5	
物 件 費	40,147,415	779,238	40,926,653	20.9	20.3	
維 持 補 修 費	3,169,654	0	3,169,654	1.7	1.6	
扶 助 費	34,646,944	0	34,646,944	18.1	17.1	
補 助 費 等	30,390,844	1,444,993	31,835,837	15.8	15.8	
普通建設事業費	32,837,760	△ 34,428	32,803,332	17.1	16.2	
災害復旧事業費	234,000	0	234,000	0.1	0.1	
公 債 費	7,821,588	0	7,821,588	4.1	3.9	
積 立 金	106,009	7,600,000	7,706,009	0.1	3.8	
投資及び出資金	415,000	0	415,000	0.2	0.2	
貸 付 金	512,000	0	512,000	0.3	0.3	
繰 出 金	8,089,562	△ 8,371	8,081,191	4.2	4.0	
予 備 費	600,000	0	600,000	0.3	0.3	
合 計	191,800,750	10,235,769	202,036,519	100.0	100.0	

(単位：千円)

議案第130号 国民健康保険	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 国民健康保険税	7,492,828	0	7,492,828
	2 国庫支出金	1	0	1
	3 県支出金	23,646,856	0	23,646,856
	4 財産収入	244	0	244
	5 繰入金	3,812,136	13,795	3,825,931
	6 繰越金	20,000	0	20,000
	7 諸収入	100,865	0	100,865
	合計	35,072,930	13,795	35,086,725
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	373,284	13,795	387,079
	2 保険給付費	23,361,675	0	23,361,675
	3 国民健康保険 事業費納付金	10,931,001	0	10,931,001
	4 保健事業費	361,723	0	361,723
	5 基金積立金	244	0	244
6 諸支出金	40,003	0	40,003	
7 予備費	5,000	0	5,000	
合計	35,072,930	13,795	35,086,725	
(債務負担行為補正(追加))				
事項	期間	限度額		
市税等納付催告・窓口業務委託事業	令和5年度 から 令和7年度 まで	66,726		

(単位：千円)

議案第131号 都市計画事業 土地区画整理 (土 橋)	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	1	0	1
	2 負担金	100,000	0	100,000
	3 使用料及び手数料	100	0	100
	4 繰入金	106,910	△ 31,199	75,711
	5 繰越金	1	0	1
	6 諸収入	25	0	25
	合計	207,037	△ 31,199	175,838
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 土橋土地区画整理費	207,037	△ 31,199	175,838
	合計	207,037	△ 31,199	175,838
	都市計画事業 土地区画整理 (寺 部)	(歳入)		
款		補正前の額	補正額	計
1 事業収入		216,000	0	216,000
2 使用料及び手数料		20	0	20
3 繰入金		12,298	△ 8,024	4,274
4 繰越金		1	0	1
5 諸収入		50,624	0	50,624
合計		278,943	△ 8,024	270,919
(歳出)				
款		補正前の額	補正額	計
1 寺部土地区画整理費		278,943	△ 8,024	270,919
合計		278,943	△ 8,024	270,919

(単位：千円)

都市計画事業 土地区画整理 つづき (花園)	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	1	0	1
	2 負担金	580,000	0	580,000
	3 使用料及び手数料	80	0	80
	4 繰入金	566,295	7,839	574,134
	5 繰越金	1	62	63
	6 諸収入	37	0	37
	合計	1,146,414	7,901	1,154,315
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 花園土地区画整理費	1,146,414	7,901	1,154,315
	合計	1,146,414	7,901	1,154,315

(単位：千円)

議案第132号 分譲住宅 建設事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	1	0	1
	2 使用料及び手数料	31	0	31
	3 繰入金	15,814	0	15,814
	4 繰越金	1	158	159
	5 諸収入	2	0	2
	合計	15,849	158	16,007
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 宅地造成費	15,749	158	15,907
	2 予備費	100	0	100
	合計	15,849	158	16,007
議案第133号 卸売市場	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 使用料及び手数料	90,654	0	90,654
	2 繰入金	70,834	0	70,834
	3 繰越金	1	16,829	16,830
	4 諸収入	65,342	2,420	67,762
	合計	226,831	19,249	246,080
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 卸売市場費	226,331	19,249	245,580
	2 予備費	500	0	500
	合計	226,831	19,249	246,080

(単位：千円)

議案第134号 介護保険事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 保険料	7,129,623	0	7,129,623
	2 手数料	910	0	910
	3 国庫支出金	4,746,457	0	4,746,457
	4 支払基金交付金	6,670,611	0	6,670,611
	5 県支出金	3,536,019	0	3,536,019
	6 財産収入	611	0	611
	7 寄附金	1	0	1
	8 繰入金	4,019,798	13,575	4,033,373
	9 繰越金	1	0	1
	10 諸収入	6,171	0	6,171
	合計	26,110,202	13,575	26,123,777
	(歳出)			
款	補正前の額	補正額	計	
1 総務費	701,258	11,967	713,225	
2 保険給付費	23,920,332	0	23,920,332	
3 地域支援事業費	1,314,892	1,608	1,316,500	
4 基金積立金	153,011	0	153,011	
5 諸支出金	10,709	0	10,709	
6 予備費	10,000	0	10,000	
合計	26,110,202	13,575	26,123,777	

(単位：千円)

議案第135号 後期高齢者医療	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 後期高齢者医療保険料	5,590,809	0	5,590,809
	2 繰入金	850,767	△ 4,357	846,410
	3 繰越金	1,000	0	1,000
	4 諸収入	11,379	0	11,379
	合計	6,453,955	△ 4,357	6,449,598
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	152,193	△ 4,357	147,836
2 広域連合納付金	6,290,565	0	6,290,565	
3 諸支出金	11,197	0	11,197	
合計	6,453,955	△ 4,357	6,449,598	

令和4年度

豊田市水道事業会計補正予算資料

(12月補正)

令和4年度 水道事業会計 12月補正予算（議案第136号）

1 収益的収入及び支出

○水道事業収益

（単位：千円）

科 目		既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
営業 収益	給水収益	9,134,805	0	9,134,805	
	その他営業収益	13,994	0	13,994	
営業 外 収益	受取利息	91	0	91	
	他会計負担金	39,664	0	39,664	
	他会計補助金	600,000	0	600,000	
	長期前受金戻入	1,377,502	△ 66,706	1,310,796	
	雑収益	171,172	0	171,172	
特 別 利 益		9	0	9	
合 計		11,337,237	△ 66,706	11,270,531	

○水道事業費用

（単位：千円）

科 目		既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳
営業 費用	原水及び浄水費	3,607,107	46,546	3,653,653	浄水施設管理費 46,546
	配水及び給水費	1,439,483	103,254	1,542,737	配水施設管理費 103,254
	業務費	373,550	0	373,550	
	総係費	202,656	0	202,656	
	減価償却費	4,777,640	△ 138,935	4,638,705	
	資産減耗費	285,655	△ 79,492	206,163	
営業 外 費用	支払利息	196,448	0	196,448	
	雑支出	1,270	0	1,270	
	消費税及び地方消費税	156,169	0	156,169	
特 別 損 失		9,288	0	9,288	
合 計		11,049,266	△ 68,627	10,980,639	
収 支		287,971	1,921	289,892	

令和 4 年 1 2 月市議会定例会
予 算 関 係 議 案 の 要 旨

目 次

令和 4 年度一般会計補正予算（1 2 月補正）	1
--------------------------------	---

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和 4 年 1 2 月 8 日

令和4年度

豊田市一般会計補正予算資料

(12月補正)

令和4年度12月補正 各会計別 予算総括表

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考	
一 般 会 計	202,036,519	404,437	202,440,956	74.4	74.4	議案第142号	
特 別 会 計	国民健康保険	35,086,725	0	35,086,725	12.9	12.9	
	土地区画整理	土橋	175,838	0	175,838	0.1	0.1
		寺部	270,919	0	270,919	0.1	0.1
		花園	1,154,315	0	1,154,315	0.4	0.4
	分譲住宅建設	16,007	0	16,007	0.0	0.0	
	卸売市場	246,080	0	246,080	0.1	0.1	
	水道水源保全	79,821	0	79,821	0.0	0.0	
	母子父子寡婦福祉	27,213	0	27,213	0.0	0.0	
	介護保険	26,123,777	0	26,123,777	9.6	9.6	
	財 産 区	盛岡	4,820	0	4,820	0.0	0.0
		賀茂	6,533	0	6,533	0.0	0.0
	後期高齢者医療	6,449,598	0	6,449,598	2.4	2.4	
	産業用地造成	22,379	0	22,379	0.0	0.0	
小 計	69,664,025	0	69,664,025	25.6	25.6		
合 計 (一般会計+特別会計)	271,700,544	404,437	272,104,981	100.0	100.0		
企 業 会 計	水道事業	収入	14,414,291	0	14,414,291	—	—
		支出	20,187,653	0	20,187,653	—	—
	下水道事業	収入	12,295,306	0	12,295,306	—	—
		支出	16,194,019	0	16,194,019	—	—
	支 出 合 計	36,381,672	0	36,381,672	—	—	
総 計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	308,082,216	404,437	308,486,653	—	—		

令和4年度12月補正

一般会計

(議案第142号)

(歳入)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 市 税	117,791,731	0	117,791,731	58.3	58.2	
2 地 方 譲 与 税	1,384,720	0	1,384,720	0.7	0.7	
3 利 子 割 交 付 金	38,000	0	38,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	486,000	0	486,000	0.2	0.2	
5 株式等譲渡所得割交付金	357,000	0	357,000	0.2	0.2	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	2,647,000	0	2,647,000	1.3	1.3	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	10,593,000	0	10,593,000	5.2	5.2	
8 ゴルフ場利用税交付金	336,000	0	336,000	0.2	0.2	
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0	1	0.0	0.0	
10 環 境 性 能 割 交 付 金	400,000	0	400,000	0.2	0.2	
11 地 方 特 例 交 付 金	446,000	0	446,000	0.2	0.2	
12 地 方 交 付 税	150,000	0	150,000	0.1	0.1	
13 交通安全対策特別交付金	59,000	0	59,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	103,478	0	103,478	0.1	0.1	
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,652,959	0	2,652,959	1.3	1.3	
16 国 庫 支 出 金	29,131,780	269,624	29,401,404	14.4	14.5	
17 県 支 出 金	16,926,895	67,405	16,994,300	8.4	8.4	
18 財 産 収 入	358,129	0	358,129	0.2	0.2	
19 寄 附 金	213,677	0	213,677	0.1	0.1	
20 繰 入 金	3,338,243	0	3,338,243	1.7	1.6	
21 繰 越 金	5,686,526	67,408	5,753,934	2.8	2.8	
22 諸 収 入	5,936,380	0	5,936,380	2.9	2.9	
23 市 債	3,000,000	0	3,000,000	1.5	1.5	
合 計	202,036,519	404,437	202,440,956	100.0	100.0	

歳入の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳	内 訳		
			補正額	補正前	補正後
16 国庫支出金	269,624	出産・子育て応援交付金	269,624	0	269,624
17 県支出金	67,405	出産・子育て応援交付金	67,405	0	67,405
21 繰越金	67,408	前年度繰越金	67,408	5,686,526	5,753,934
合 計	404,437				

(目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
1 議 会 費	882,521	0	882,521	0.4	0.4	
2 総 務 費	27,164,744	0	27,164,744	13.4	13.4	
3 民 生 費	67,885,937	0	67,885,937	33.6	33.5	
4 衛 生 費	25,717,207	404,437	26,121,644	12.7	12.9	
5 労 働 費	164,002	0	164,002	0.1	0.1	
6 農 林 水 産 業 費	3,052,644	0	3,052,644	1.5	1.5	
7 商 工 費	6,666,935	0	6,666,935	3.3	3.3	
8 土 木 費	27,171,989	0	27,171,989	13.4	13.4	
9 消 防 費	7,320,154	0	7,320,154	3.6	3.6	
10 教 育 費	27,324,798	0	27,324,798	13.5	13.5	
11 災 害 復 旧 費	234,000	0	234,000	0.1	0.1	
12 公 債 費	7,821,588	0	7,821,588	3.9	3.9	
13 諸 支 出 金	30,000	0	30,000	0.0	0.0	
14 予 備 費	600,000	0	600,000	0.3	0.3	
合 計	202,036,519	404,437	202,440,956	100.0	100.0	

歳出の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			
		補正額	補正前	補正後	
4 衛生費	404,437	出産・子育て応援給付金 給付事業費補助金	403,000	0	403,000
		母子保健指導費	1,437	8,955	10,392
合計	404,437				

(性質別歳出)

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
人 件 費	33,284,311	0	33,284,311	16.5	16.4	
物 件 費	40,926,653	1,437	40,928,090	20.3	20.2	
維 持 補 修 費	3,169,654	0	3,169,654	1.6	1.6	
扶 助 費	34,646,944	0	34,646,944	17.1	17.1	
補 助 費 等	31,835,837	403,000	32,238,837	15.8	15.9	
普通建設事業費	32,803,332	0	32,803,332	16.2	16.2	
災害復旧事業費	234,000	0	234,000	0.1	0.1	
公 債 費	7,821,588	0	7,821,588	3.9	3.9	
積 立 金	7,706,009	0	7,706,009	3.8	3.8	
投資及び出資金	415,000	0	415,000	0.2	0.2	
貸 付 金	512,000	0	512,000	0.3	0.3	
繰 出 金	8,081,191	0	8,081,191	4.0	4.0	
予 備 費	600,000	0	600,000	0.3	0.3	
合 計	202,036,519	404,437	202,440,956	100.0	100.0	